（免許資格）

第三十八条　法第二十八条第三項第一号の厚生労働省令で定める訓練課程は、長期養成課程、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この条において同じ。）及び職種転換課程とする。ただし、短期養成課程を修了した者にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る（以下この条において同じ。）。

2～4　（略）

第三十九条　法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

六　指定講習受講資格者であつて、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したもの

七　免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者であつて、法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。）

（受験資格）

第四十五条の二　（略）

2　法第三十条第三項第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。）で、その後当該免許職種に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二～十一　（略）

3　（略）

（試験の免除）

第四十六条　都道府県知事は、次の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
（略）	

（免許資格）

第三十八条　法第二十八条第三項第一号の厚生労働省令で定める訓練課程は、長期養成課程、短期養成課程及び職種転換課程とする。ただし、短期養成課程を修了した者にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る（以下この条において同じ。）。

2～4　（略）

第三十九条　法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

六　指定講習受講資格者であつて、短期養成課程の指導員養成訓練において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したもの

七　免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）

（受験資格）

第四十五条の二　（略）

2　法第三十条第三項第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。）で、その後当該免許職種に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二～十一　（略）

3　（略）

（試験の免除）

第四十六条　都道府県知事は、次の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
（略）	